

日本脈管学会認定脈管専門医制度規則施行細則

(諸費用)

第1条 諸費用を以下に定める。

専門医審査・受験料は20,000円とする。

専門医認定料は20,000円とする。

専門医認定審査・更新料は20,000円とする。

専門医更新猶予審査・認定料は以下のとおりとする。

- ・規則で定められた更新猶予理由に該当する場合は10,000円とする。
- ・上記理由に該当しない場合は20,000円とする。

施設認定申請審査料は20,000円とする。

施設認定料は30,000円とする。

施設認定審査・更新料は30,000円とする。

	申請パターン	提出様式	費用	手続き時期	認定期間
新規申請	指定施設	様式1～3	5万円(審査料2万円+認定料3万円)	年1回の申請受付時のみ	5年間
	関連施設	様式1～5	5万円(審査料2万円+認定料3万円)	年1回の申請受付時のみ	5年間
認定後の移行	指定施設→関連施設	様式1～5、様式7	3万円(移行審査・認定料)	随時受付	移行前の認定期間まで
	関連施設→指定施設	様式1～3、様式7	3万円(移行審査・認定料)	随時受付	移行前の認定期間まで
更新手続き時の移行	指定施設→指定施設	様式1～3	3万円(更新審査・認定料)	年1回の申請受付時のみ	5年間
	関連施設→関連施設	様式1～5	3万円(更新審査・認定料)	年1回の申請受付時のみ	5年間
	指定施設→関連施設	様式1～5、様式7	3万円(更新審査・認定料)	年1回の申請受付時のみ	5年間
	関連施設→指定施設	様式1～3、様式7	3万円(更新審査・認定料)	年1回の申請受付時のみ	5年間

(移行措置による専門医の申請)

第2条 脈管専門医認定指定施設ならびに関連施設が全国に普及するまでは以下の条件も可とする。

A、受験資格

- 一、日本国の医師免許を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
- 二、日本専門医機構の示す18の基本領域学会および1団体(以下基本領域学会)の中で更新制度のある認定医、専門医あるいは日本外科学会認定登録医の資格を有すること。

基本領域学会は日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本精神神経学会、日本外科学会、日本整形外科学会、日本産科婦人科学会、日本眼科学会、

日本耳鼻咽喉科学会、日本泌尿器科学会、日本脳神経外科学会、日本医学放射線学会、日本麻酔科学会、日本病理学会、日本臨床検査医学会、日本救急医学会、日本形成外科学会、日本リハビリテーション医学会、日本専門医機構をさす。

三、初期研修の後、6年以上の臨床研修歴を有すること。このうち3年以上は心臓血管外科専門医修練施設、循環器専門医研修施設、日本医学放射線学会専門医修練機関において脈管診療に従事し、心臓血管外科専門医、循環器専門医、放射線診断専門医の資格を持っている事を原則とし、専門医制度委員会で審査の上判定する。

四、業績として学術集会で、筆頭者として脈管学に関する発表3件以上、または、レフリーによる論文審査のある雑誌での筆頭者として脈管学に関する論文（症例報告含む）が2編以上あること。

五、初期研修の後の6年に別に示す診療カリキュラム表のうちで、検査法30症例、治療法・病態疾病各論60症例以上（同一項目での集計は3例までとする）経験していること。また、各項目で経験症例数を指定してある疾患はその数を満たすこと。

B、申請書類

一、脈管専門医資格認定審査申請書

二、医師免許証の写し

三、基本領域学会の認定医あるいは専門医の認定証の写し

四、心臓血管外科専門医、循環器専門医、放射線診断専門医いずれかの専門医認定書の写し

五、研修指定施設研修終了証明書

六、業績証明書

七、診療カリキュラム表（指導管理責任者の証明）指導管理責任者は、病院長、修練責任者、科長等をさす。

八、診療経験した代表症例3例の症例報告書（様式指定）

（研修指定施設及び研修関連施設の変更・返上）

第3条 研修指定施設及び研修関連施設の修練責任者を変更する際は、所定の変更届を委員会に提出する。

2 研修指定施設及び研修関連施設がその資格を喪失した際には、所定の返上届を委員会に提出する。

（指導医の要件）

第4条 指導医の資格認定を受けようとする者は、次の各号に定める全ての要件を充足しなければならない。

一、脈管専門医取得後5年（1回更新）以上の専門医であること

二、脈管専門医制度委員会が主催する指導医講習会を受講していること

附 則

この細則は平成19年会務総会承認時から施行する。

この改正は平成25年6月22日から施行する。

この改正は平成25年9月18日から施行する。

この改正は平成26年5月17日から施行する。

この改正は平成26年6月19日から施行する。

この改正は平成28年4月23日から施行する。

この改正は平成29年9月21日から施行する。

この改正は平成30年5月19日から施行する。

この改正は令和1年7月11日から施行する。

この改正は令和1年9月26日から施行する。

この改正は令和4年4月6日から施行する。